

令和元年度 差別解消部会 構成機関・団体における相談事例

相談日	令和元年11月28日(木)
相談者	市内の保育所に通所している園児の母親
配慮対象者	市内の保育所に通所している園児の父親(相談者の夫) ※末期がん(要介護5)で、車椅子での生活、おむつを着用し便失禁等がある状態。
相談等の内容	<p>件名 「保育所の対応について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 娘が通所している保育所で11月30日にお遊戯会があるので、末期がんの夫を含め、家族で観覧したい。 保育所に相談をしたところ、遊戯中はトイレを我慢しなさいと言われたほか、会場からトイレまでは屋外を回って、段差(すのこの上)を歩いてトイレに行くように言われたなど、配慮のない対応をされた。 要望としては、はじめから通路を開けておくなどの対応を考えてほしい。 こうした対応を受けて、合理的配慮に関する資料があるか、十勝障がい者総合相談支援センターに相談した。
対応	<p>【十勝障がい者総合相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 差別解消法に基づく合理的配慮の提供について記載された、内閣府作成のパンフレットについて情報提供をした。 帯広市のホームページで公開されている帯広市職員対応要領(帯広市作成)、自治体担当者向け差別解消相談対応マニュアル(日弁連作成)を渡した。 帯広市障害福祉課に情報提供した。 <p>【帯広市障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談を受理・対応状況をこども課(差別解消部会構成員)へ情報提供した。 こども課からは、相談者が来庁し保育所の対応内容に関する不満を含む相談を受けており、再度保育所と話し合いをすると報告があった。 不当な差別となるような対応をせずに、望んでいることに対し可能な範囲での対応はどのようなものかを確認するよう話し合いをお願いした。 <p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者と保育所のお互いが理解を得られるような話し合いを実施した。 トイレに向かう通路を確保し、2階のトイレを相談者専用として調整。 上記対応について、職員全員で共有し、必要な配慮に努めた。
対応結果	<p>■対応結果について理解を得られた</p> <ul style="list-style-type: none"> 11月30日のお遊戯会に、母親(相談者)・父親(相談者の夫)、相談者の息子の3人で観覧した。 父親は、観に来られたことに、大変満足している様子で、お礼も述べていた。 母親は、結果として無事に家族で観覧できたこと、保育所の対応や配慮の気持ちに対し感謝していた。 保育所側も、差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、検討する機会となった。